

委員会提出第 3 号議案

府中市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年12月14日

提出者 議会運営委員会委員長 増 山 あすか

(説明)

議案の配布方法の見直しに伴うほか、所要の改正を行うものであります。

## 府中市議会会議規則の一部を改正する規則

府中市議会会議規則（昭和31年9月議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第90条・第91条)」を「(第90条～第91条の4)」に改める。

第12条第3項中「議長は、前2項の案を受理したときはこれを印刷させ、議員及び市長に配布しなければならない。」を「議長は、前2項の案を受理したときは、これを議員及び市長に配布しなければならない。」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



新

---

目次

第11章 辞職及び資格の決定 (第90条～第91条の4)

(議案の提出)

第12条 省略

2 省略

3 議長は、前2項の案を受理したときは、これを議員及び市長に配布しなければならぬ。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照 (抜粋)

(\_\_\_\_\_は、改正部分)

旧

---

目次

第11章 辞職及び資格の決定 (第90条・第91条)

(議案の提出)

第12条 省略

2 省略

3 議長は、前2項の案を受理したときはこれを印刷させ、議員及び市長に配布しなければならない。